

**平成29年度第1回
奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会会議録**

開催日時	平成29年11月2日(木) 午後2時00分から午後4時20分まで		
開催場所	奈良市役所北棟6階 第21会議室		
出席者	委員	伊藤俊子委員、金野秀一委員、澤井勝委員、辻中佳奈子委員、中川幾郎委員、中川直子委員、渡邊新一委員【計7人出席】(高原俊裕委員、室雅博委員 欠席)	
	事務局	澤野井市民活動部長、園部市民活動部参事、矢倉協働推進課長、三井地域活動推進課長、鈴木地域教育課長、畑谷地区調整主幹、今井協働推進課課長補佐、協働推進課まちづくり推進課係	
開催形態	公開(傍聴人0人)	担当課	市民活動部 協働推進課
議題 又は 案件	<ol style="list-style-type: none"> 1 正副会長の選任 2 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画における平成28年度事業評価及び平成29年度実施計画について 3 地域自治協議会について 		
決定又は取り 纏め事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員の互選により、会長を澤井勝委員、副会長を中川幾郎委員に決定した。 2 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画・実施計画については、内容についての理解を深め、浸透させる必要がある。 3 本審議会については、条例を見守る組織として報告を受け審議評価する責務があり、定期定例的に開催されるべきである。 4 次回審議会においては、協働のための職員研修実施計画及び地域自治協議会設立に係る交付金要綱案について審議する。 		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 部長挨拶 3 正副会長の選任 <ul style="list-style-type: none"> ・会長を澤井勝委員、副会長を中川幾郎委員に決定した。 4 案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画における平成28年度事業評価及び平成29年度実施計画について <p style="margin-left: 20px;">○事務局より、資料4～資料8に基づき、説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の事業数は95件であり、内、A評価が56件、B評価が31件、C評価が6件、D・E評価は0件、平成28年度に開催しなかった事業が2件であ 			

った。

・事業評価については、様式を変更し協働相手による評価点及び意見を同一シートに記入するものに変更しており、各事業の担当課で協働相手の総意が反映されるように配慮し、協働相手と連絡・調整の上記入している。

・平成29年度の事業数は92件となっている。

・平成28年度で終了している事業が3事業あり、No9「中学校の弁当選択制」は、全中学校で給食が開始されたため平成28年をもって事業完了している。No26「“東アジア文化都市2016奈良市”事業」は事業完了しているが、今後とも継続していく予定をしている。No94「協働のための職員研修」は職員の意識向上を目的として実施してきたが、方法を変更して庁内ネットワークを利用した啓発活動を行うこととした。

➤主な意見は以下の通り

・No50「独り暮らし高齢者世帯防火訪問」事業において、協働相手（奈良市女性防災クラブ）として活動し、今回の評価についても消防局予防課と共に行った。事業評価の評価項目の中の「自立化」に「依存や癒着の関係に陥ることのないよう」という文言があるが、この表現については趣旨が読み取れず不適當ではないか。（伊藤委員）

→表現については検討する。（事務局）

・協働事業を行う中で、守秘義務の下、情報開示されないことで、活動を制限する状況がある。協働事業として消防局また奈良市の担当課としてもお考えいただきたい。（伊藤委員）

→関係課にも申し伝えた上で、情報共有の手法を検討させていただきたい。（事務局）

・資料5のNo60「アダプトプログラム推進事業」について、相手方の評価が記入されていないのはなぜか。（金野委員）

→この事業については、多数の団体の方に活動していただき、協働相手の総意としての評価を得ることが困難であると考え、行政の評価を2倍して総合点を算出している。（事務局）

→何団体かにアンケートを行うこともできる。何らかの形で意見を求める、また今進めている事業の検証という意味でも評価をもらうことが大事だと思う。（金野委員）

→全員のアンケートを取れば良い。回収率は2割でも構わない。平均値として出せば良い。（中川副会長）

・資料5のNo94「協働のための職員研修」はなぜ廃止になったのか。協働意識を庁内に作っていく事業が一番大事だと思っている。研修を実施しないことで、協働に対する職員の意識も薄れていくのではないかと危惧する。平成30年度には復

活してもらいたい。(金野委員)

→一斉に研修を行うのではなく、庁内のイントラネットを活用し、各職員が自由な時間に見ることができるeラーニングによる研修に変更しているが、今後進めて行く中で効果があまり得られなかった場合には、以前の方法に戻し、なおかつ、あまり時間的な拘束のない手法を考えていきたい。(事務局)

→他市における協働事業やまちづくり協議会のような事業では、それに対する人的な支援として庁内の担当者を明確にし、地域を支えておられる。そういう意味では、研修とは最も大事な事業ではないか。(金野委員)

→No94の事業については、廃止したのではなく、方法を変更したということではないのか。eラーニングをするにしても、その相手方がここに入らないのか。(辻中委員)

→研修を止めるというのはいけない。もっときっちりと研修を行うべき。(澤井会長)

・協働事業の数が増加していないが、庁内の協働事業をどのようにして調査しているのか。例えば、自主防災主催で奈良市と連携して行った防災訓練や、防災のマニュアル作りのために、自主防災防犯協議会と危機管理課、教育委員会とが三者会議を開催して取り組んでいるが、これらは協働事業に入らないのか。(金野委員)

→現在、実施計画に掲載している事業については、各事業の担当課の判断により列挙しているが、次回調査を行う際には、例を挙げるなど、各課が判断しやすいかたちでの照会を行いたいと考えている。(事務局)

→庁内で協働に対する理解がされていないのではないかと心配する。協働事業をされているところは沢山あるはず。そういうものをきっちりと把握していくことも大きな仕事ではないのか。(金野委員)

→協働事業として吸い上げができていないということは、協働が分かっていないということで、そのために研修をする必要がある。特に若い職員には、徐々に研修で知識として入れていくことが必要ではないか。(辻中委員)

・参画協働によるまちづくりの基本方針をもう一度全吏員に配布するべきではないか。その中に出ていた原則に従って評価をするということになっているはず。計画では、協働することによって行政側も市民側もお互いに変わり合いましょうという、相互変革まで目標に掲げていた。そういう息吹が感じられるような実施計画にしないといけない。行政側か市民側かの違い、協働の相手方、形態の違いに対応した項目の進化・発展が見受けられない。

さらに、参画と協働の違いを分けて、協働まで至らなくとも参画のプロセスを保証しているかどうかを点検する必要がある。意思形成過程における市民参画はどれくらい保証されているのかという項目もほしい。その上で協働事業として繋がって出てくるのが正しい。市のすべての事業が原則的には市民参画でなければならないというのが私たちの見解である。小型でなおかつ市民団体に任せるものだけでなく、企業による民営化もパートナーシップである。プロセスの協働とも言うべき参

画の回路を開いている事業、及び、事業協働実施に至る協働という段階があることを整理する必要がある。(中川副会長)

・中川先生のお話はその通りだと思う。具体的にどのような内容の研修をするのか、研修をするために整理する必要がある。(澤井会長)

・資料5のNo14「生涯学習センター・各公民館における主催事業の協働」については、協働相手の評価がなぜもらえないのか。(渡邊委員)

→公民館の運営管理については指定管理で、これまでは協働の相手方を各公民館での事業に参画していただいている地域団体やボランティアやNPOと考えていたが、平成29年度からは指定管理者である生涯学習財団を協働の相手方として変更し、評価についても記入していただけるものと考えている。(事務局)

・No49について、事業名が「自主防犯組織活動交付金」となっているが、事業内容のイメージが湧かない。これで良いのか。(伊藤委員)

→事業名の書き方については担当課に確認する。(事務局)

・事業評価をしているこの事業は数年同じだと思う。事業の担当課が、これが協働なのか参画なのかということを出してくる時に分かっていないという状況が当初のままずっと続いているのではないかと心配する。(金野委員)

・参画協働に関しては、ある程度完成を見たという前提でやっているが、一旦、初心に戻って引き締め直し、基本方針を配布し直す必要があるのではないか。この推進計画に基づく事業評価は、大変貴重な取組成果で啓発効果もある。これを広げる努力をしてほしい。ボランティアとか市民NPO団体あるいはコミュニティ団体をパートナーにするものだけに限らず、企業あるいは専門団体等に委託もしくは、指定管理に委ねているものも対象だということをもう一度確認してほしい。意思形成過程から政策立案、決定、評価、審査等々の一連の流れが市民と共に行われていることが大事で、これらはすべて参画協働である。

市のすべての事業項目に参画の回路が開かれねばならないという原則があると思う。すべての事業が協働になることはないが、参画の回路は開かれるはずである。実施計画についても、その原則に立って作表されてこないといけない。

市が助成したり補助金を出したり、後援したり共催名義を与えたりすることもすべて協働である。そういう意味で捉えると、カテゴライズがずれてきていないのか、もう一度チェックし直したほうが良い。(中川副会長)

・団体自治と住民自治の間には相反する関係があり、住民自治が弱れば団体自治は、現在課題に対する対策事業に沢山の金を投下せざるを得なくなる。住民自治がしっかりしてくれば団体自治は、未来づくりの施策に投資できる。この関係があるか

らこそ、協働参画をしっかりとさせようということである。住民自治活動をやっているとところに交付金を出すというのは、行政側からの協働である。(中川副会長)

(2) 地域自治協議会について

○事務局より、資料9～資料12に基づき、地域自治協議会の設置に向けた取組の経緯及び今後のスケジュールについて説明を行った。

・奈良市自治連合会では、地域自治協議会検討委員会を27の地区自治連合会で再編成され、月に1回の会議を開催し具体的な事項について議論するとともに、市長と検討委員会の役員が継続的に面談を行い意見交換や課題・情報の共有をされている。また、地域自治協議会の活動や、各種団体が地域での活動を実践する中で連携、協働の拠点として利用できる拠点施設が必要であるとして、アンケート調査を実施し、その結果を基に地域活動の拠点施設整備の申し入れを市に提出された。市は、提出された申し入れを受けて、拠点となる施設の整備のため検討を進めている。

・希望される地区に対して、コミュニティワークショップの実施を予定している。

・しみんだより12月号では、特集記事を掲載し地域自治協議会の紹介と必要性の周知を行う。

・資料10が「地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱(案)」であり、まずは一定の要件を満たした団体を地域自治協議会として要綱で認定し、取組を進める中で、地域自治協議会に対する理解の深まりと活動の実績が示されることで、段階を踏んで、条例改正に向けて検討を行う。

・資料11が「地域自治協議会設立活動交付金交付要綱(案)」であり、平成30年度においては、協議会設立を目指す団体に対し、設立準備に係る経費について交付金を交付したいと考えている。

・資料12が「地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱(案)」で、平成31年度から地域自治協議会の設立初期の立ち上がりには要する経費に対し、期限を設けて財政支援を行い、並行して、安定的な運営のための方策を検討していく。なお、交付金の金額及び期間等の検討中の箇所は空白にしている。

➤主な意見は以下の通り

・検討委員会ではどのようなことをされているのか。(渡邊委員)

→検討委員会では27地区の意識を共通化していこうと努力しており、希望のあるところには出前講座を行う計画をしている。まだまだ制度設計ができていないので、他市の制度等を互いに勉強し合って進めて行こうとしている。(金野委員)

・議会対策はどうしているのか。条例は出さないということか。(渡邊委員)

→まずは要綱を進めて、地域のプラットフォームのベース作りを支援させてもらい、活動を行い成果が示された時点で条例へシフトすることを考えている。(事務局)

→連合会としても、各会派の幹事長等に説明に行こうと計画している。また、年度

末には、各種団体の長にも合同で集まっていただく予定をしている。(金野委員)

・要綱でやる限り一定のリスクもあるが、要綱でやると踏み切ったことは悪いことではない。いきなり条例というハードルを突破しに行くのは、今は得策ではないような気がする。背景にあるのは、市内一斉ではないということ。一斉に実施するというやり方は、場合によっては体制が整備されていない、条件が整っていない地域には逆にプレッシャーになってしまう可能性もある。立ち上がりたい、また、条件が整っているところから順次モデル的に立ち上げてもらうという方法もそれはそれで良いと思う。

また、立ち上がろうにも立ち上がりようがない地域に対しては、今度は行政が、逆にそこをハイリスクのモデル地区として、職員の派遣や、重点的なタウンマネジメントができるコンサルタントを派遣して人材発掘に行く等、行政の直接的な支援が必要である。(中川副会長)

・要綱では市民からは見えない。条例になって初めて位置づけが明確になり、市民もそのことが理解できる。まして、この条例が制定された時に、5年をもって見直しをすることが謳われている。それができていないことが問題だと私は考えている。実績を積み上げていくことは大事ではあるが、やはり市民にも見えるかたちの条例をまず作って、地域の代表、協働のパートナーとしてのこの協議会の位置付けをした上で、示すべきではないかと思う。(金野委員)

・条例を出して団体意思として確定させることは、地方自治の王道ではあるが、2回に亘って議会での同意をいただけていない。それに対して、非常に関心を持つ市民あるいは市民団体と一緒に各議員に説明をしていくという努力も必要だと思う。それが確保されるのであれば、条例を出すことに対して全く反対ではない。ただ、その力が不足していると思うので、ならば要綱でいってはどうか、と賛同するという意味に過ぎない。誤解のないようお願いしたい。(中川副会長)
→連合会としても、議員さんに説明に行こうと予定はしている。(金野委員)

・要綱による財政的支援については、準備会を立ち上げるまで、準備会を立ち上げて協議会の発足まで、そして協議会の発足後という3パターンで良いのか。また、対象経費の中に工事請負費、原材料費という費目が入っているが、これはどういうものを想定しているのか。広報費、印刷費等の費目はどのような扱いになるのか。(金野委員)

→対象経費については、幅広く使えるという意味合いで役所の節を広い範囲で入れている。需用費の中に消耗品も印刷製本費も含まれている。言葉については今後検討の余地がある。

財政的支援は、準備会と設立後の2段階構成となっている。(事務局)

・審議会の開催について、今回が1回目であるが、平成29年度に5回と書かれている。このままでいけるのか。審議会が意見を言う場が少なすぎるのではないか。

また、市長と検討委員会役員の面談については、10月は行われたのか。(金野委員)

→10月については、面談は行われていない。

目標としては5回となっているが、前回のご意見等を受けて進んでいけば、その都度新しいご意見をいただきながら進めていけたが、今年度については5回の開催は考えていない。今後進めて行く中でまたご意見をいただく状況に進んでいけば開催したい。(事務局)

→条例に基づき設置された審議会であり、参画協働推進に関する条例が的確に運用されているかどうか、それに基づいて、基本計画あるいは基本方針が順守され実現に向かっているかということを確認し、審議評価する責任がある。最低でも年2～3回定期定例でやらないといけない。翌年に対する予告的な報告と前年に対する報告をもらって我々なりに意見を返す、今回のように地域自治協議会のようなトピックスが入ってくるとそれは臨時でやっていけないといけない。審議会というのは、ルーティンワークとして、条例を見守る仕事をしないとといけない。(中川副会長)

・協議会を要綱でやるということで、行政の平等という点で、周知を常にしていく必要があるのではないかと思う。検討委員会にもいつでも入れるということを常に発信していく必要がある。

要綱の細かい事項について、資料10に11条が抜けている。資料10の4条で1項と2項の内容がかなり違っている。2項の情報共有とは誰と誰との情報共有なのかが分からない。資料11の2条が認定の要件を引用してきていると思われるが、2条7項の政治、宗教…については、資料11にはあるが、資料10の要綱にはない。入れなくて良いのか。資料11の第2条の2の要件の(5)は、資料10の規約の中の抜粋と順番が合っていない。整合させると分かり易いと思う。(辻中委員)

→確認させていただく。(事務局)

→連合会では毎月定例会があり、検討委員会で議論した内容等を50地区の連合会長に報告している。(金野委員)

・市長はこれをやろうとしているのか、どうなのか。(渡邊委員)

→市長マニフェストでも立ち上がりの支援、地域力を高めるための支援をしますと挙げられ、再選後も今後の成長戦略の一つとして前向きに進めて行くという意思を示しておられる。(事務局)

・次回は要綱についてここで議論するべきだと思う。(澤井会長)

→連合会を含めて地域には出さないのか。(金野委員)

→両方で進めると良い。

次回は、要綱案の中身を確定していく議論をしていきたい。地域自治計画につい

ては是非入れていただきたい。位置付けをもっと詳しく3条3項の中に入れないと
いけないのではないか。(澤井会長)

・議論の内容が、設立のための交付金の出し方等に移っている。大阪市東住吉区に
育和地区という校区があり、そこでカルテを出して住民全部がそれを共通認識した
上で、まちづくり計画を作る作業をしている。データが変わるので、概ね5年以内
でまた作り変える。このデータは、行政が協力しないと出せない。もし奈良市がま
だ、小学校区単位の国勢調査のデータを展開できないならば、もうそろそろ小学校
区単位、あるいは、住民自治組織単位でデータが出るように統計改革に入ってい
かないといけない。

いつでも立ち上がりたいというところを応援できるように、行政の内部改革を進
め、用意しないといけないツールを装備するべきではないか。

もう3年くらいすれば、地域は間違いなく崩壊する。立ち上がれるところから、
立ち上がってもらえば良い。(中川副会長)

・次回、まずは来年度の研修計画案を検討してみたい。要綱と研修計画が中心で良
いのではないか。(澤井会長)

・行政が考える協働の原理みたいなもの、市のシステムそのものが見えてこない。
(金野委員)

→名張市や兵庫県朝来市がモデルだと思う。あとは、大阪市にも良いモデルができ
ている。(中川副会長)

・カルテを作るにしても行政の資料がいる。(金野委員)
→必要な時に、行政の持っている必要な情報を使える仕組みを作らないといけ
ない。
(澤井会長)

資 料	【資料1】奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員名簿 【資料2】奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則 【資料3】奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会運営要領 【資料4】第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 平成28年度事業評価一覧表 【資料5】平成28年度事業評価シート 【資料6】第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 平成29年度実施計画一覧表 【資料7】平成29年度実施計画シート 【資料8】平成28年度事業評価及び平成29年度実施計画における 変更箇所等について 【資料9】地域自治協議会の設立に向けた取組の経緯と今後のスケジュール
--------	---

	<p>【資料 1 0】奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱（案）</p> <p>【資料 1 1】奈良市地域自治協議会設立活動交付金交付要綱（案）</p> <p>【資料 1 2】奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱（案）</p>
--	---